



こんにちは日本共産党です 八千代市議団ニュース

堀口 明子 ☎047(752)0453 植田 進 ☎047(487)9754
伊原 忠 ☎047(488)7207

市議団ホームページ <http://jcp-yachiyo.jp/>
共産党控室メール kyousan@city.yachiyo.chiba.jp



第280号

2016年8月15日

発行

日本共産党

八千代市議会議員団

八千代市大和田新田
312-5

憲法で保障した人権奪う生活保護バッシング

安倍政権は、生活保護基準の引き下げ、住宅扶助の切り下げをはじめ、生活保護を“不正受給だらけ”のように描いて、制度や受給者をバッシングしています。全国各地で保護の申請を門前払いされた人が、餓死・孤立死に追い込まれて発見されるという痛ましい事件が絶えません。

生活保護は、憲法25条が規定している国民の生存権をまもる“最後の砦”です。保護費の水準は、国民生活の最低基準を具体化したものです。安倍政権の生活保護改悪とバッシングは、憲法が保障した人権を国民から奪いとるものです。

生活保護法の趣旨に反する「資産申告」

安倍政権は、これまで保護の申請時のみであった預貯金コピーなどの「資産申告」を、本年4月から毎年1回求めることを地方自治体に通知。八千代市も受給者に「申告」を求めていました。厚労省は「資産申告」を、受給者と福祉事務所が協力して、金銭管理の適正化をはかるためとしていますが、「資産申告」を強要する根拠とはなりません。

生活保護法では、受給者が行政への届出を義務づけられるのは、生計状況に変化があった場合に限られています。不正などの疑いがあって資産調査をおこなう場合でも、その要件は厳格に規定されています。それは受給者にもプライバシーや人権があるからです。生計状況に変化がないにもかかわらず一律に「資産申告」を義務づけることは、生活保護法の趣旨に反します。

私生活の監視強め保護追い出しねらう

生活保護受給者が、子どもの学費や冷蔵庫などの買い替えのために、保護費を預貯金することは、収入と認定しないと「中嶋学資保険訴訟」の最高裁判決（2004年3月）などで、明確なルールとなっています。

ところが厚労省は、年1回の「資産申告」で“過剰な預貯金”が見つかった場合には、それを収入と認定し、保護を停止または廃止することもありうるとしています。今年、国会で日本共産党議員の追及を受け、厚労省は「いきなり停廃止をするようなことはしない」と答弁しました。

「資産申告」の強要は、生活保護バッシングに“便乗”し、受給者の私生活に対する監視・統制を強め、生活保護から追い出していくための措置にほかなりません。

日本共産党は、憲法にもとづく生活保護の申請権・受給権のはく奪を許さず、国民のくらしと人権、命をまもるために全力をつくします。厚労省の通達撤回を求めるとともに、生活保護受給者の人権を侵害する「資産申告」をやめさせ、生活保護法の趣旨に即した行政を徹底します。